

## 墨田区総合教育会議条例概要

## 1 目的

この条例は、墨田区総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることにより、区の地域特性を活かしつつ、将来を担う子どもたちが夢や希望を持つことのできる地域社会を実現するための総合的な教育施策を推進するとともに、区民にとって開かれた会議の運営を図ることを目的とする。

## 2 所掌事項

会議は、区長及び教育委員会が、総合的な見地から区の教育施策を推進するため、次に掲げる事項の協議及び事務の調整を行うものとする。

- (1) 区長が定める区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定等に関する事項
- (2) 区の教育を行うための諸条件の整備等重点的に講ずべき施策及び児童、生徒等の生命の被害が生じた場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項
- (3) 区の教育に係る諸課題についての周知又は区民との交流を図るための講演会、意見交換会等の開催に関する事項

## 3 会議の構成

会議は、区長及び教育委員会をもって構成する。

## 4 会議の招集

- (1) 会議は、区長が招集する。
- (2) 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- (3) 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議すべき事項に関して関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くため、会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

## 5 会議の公開等

会議は公開とし、会議終了後、速やかにその議事録を作成し、公表するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき等は、この限りでない。

## 6 大綱と他の行政計画との整合

区長は、大綱の策定等に当たっては、区の基本構想及びこれに基づく区の基本計画との整合性を保つよう努めなければならない。

## 7 その他会議に関する事項

この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

## 8 施行期日

公布の日

